

奥尻町の長寿番付

※令和2年9月30日現在（昭和2年3月31日までに生まれた方）

今年は新型コロナウイルス感染症の予防のため「敬老のつどい」は中止となりましたが、毎年恒例の『長寿番付』を発表いたします。来年の敬老のつどいは、皆さんが元気に出席できる年になるよう、心からお祈りします。

東

横	綱	坪	谷	ヨシノ	100歳
大	関	藤	巻	スミ	99歳
関	脇	山	下	ヒサヲ	98歳
小	結	小	黒	キヨ	98歳
前頭一		小	林	欽策	97歳
前頭二		小	湊	トミ	96歳
前頭三		蠣	崎	トミエ	96歳
前頭四		土	屋	スワ	95歳
前頭五		高	橋	キナ	95歳
前頭六		明	上	千代音	95歳
前頭七		新	谷	記与	94歳
前頭八		飯	田	キミエ	94歳
前頭九		渡	部	クニ	94歳
前頭十		中	島	ツヨ	94歳
前頭十一		工	藤	ミツエ	94歳
前頭十二		高	田	アキ	93歳
前頭十三		小	林	ヨシエ	93歳
前頭十四		佐	藤	フサ	93歳
前頭十五		竹	浪	由太郎	93歳
前頭十六		井	口	タカ	93歳

長寿万歳

(敬称略)

西

横	綱	野	呂	キヨエ	100歳
大	関	木	村	みち	98歳
関	脇	櫻	花	マツエ	98歳
小	結	尾	田	ハナ	97歳
前頭一		鴈	原	すい	96歳
前頭二		増	子	鉄三	96歳
前頭三		藤	谷	幸治	96歳
前頭四		木	村	ミユキ	95歳
前頭五		工	藤	コリエ	95歳
前頭六		宮	川	ツヤ	95歳
前頭七		松	塚	イト	94歳
前頭八		小	向	モト	94歳
前頭九		田	中	コト	94歳
前頭十		澤	谷	ト子ル	94歳
前頭十一		小	林	重	93歳
前頭十二		半	田	利子	93歳
前頭十三		竹	浪	ツヤ子	93歳
前頭十四		末	廣	昭子	93歳
前頭十五		吉	村	フジエ	93歳
前頭十六		川	尻	初江	93歳

不法投棄は犯罪です

街中や空いた土地、海岸にゴミが大量に捨てているのを見かけた事はありませんか？
 ゴミをみだりに捨てた方は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金をさせられることがあります。
 不審なモノをみかけたら、すぐに以下の連絡先へ通報しましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法理（抜粋）

- 第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
- 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、またはこれを供料する。
- 同条十四号 第十六条の規定に反して、廃棄物を捨てた者

◇お問い合わせ・連絡先 江差警察署 奥尻駐在所 ☎2-2016 または 青苗駐在所 ☎3-2350
 奥尻町役場 環境センター ☎3-2747



Jアラート情報伝達試験が行われます

◆試験実施日時 令和2年10月7日(水)
 (第2回) 午前11時00分

防災行政無線から一斉に次のように放送されます。

- ・上りチャイム音
 + 「これは、Jアラートのテストです」 × 3
 + 「こちらは、ぼうさいおくしりです」
- ・下りチャイム音

～ 無戸籍相談窓口のご案内 ～

何らかの理由で、出生届を出していないことにより、無戸籍となっている方（及びその保護者の方）を対象に、必要な手続のご案内・ご相談を受けております。

1人で悩まずに、役場総務課戸籍係または函館地方法務局戸籍課へお問い合わせください。

- 役場総務課戸籍係 ☎01397-2-3402
- 函館地方法務局戸籍課 ☎0138-23-9526

ファイターズ応援大使情報連載コーナー

Vol.4

今月は応援大使選手の「ひととなり」が分かる『ここだけの話』をご紹介します！

また、7月に皆様からいただいた応援メッセージは早速、選手たちに届けました！

●奥尻町応援大使 清宮 幸太郎選手の『ここだけの話』

本連載企画のためにプライベートのことなどについて答えてくれました。

気分を上げてくれるお勧めの曲

スターウォーズ

自身の出身地（東京都）でお勧めの場所

新国立競技場

今、はまっている事・物

読書 「陸王」

私の宝物

家族



●応援メッセージのお陰!?

7月に皆様からいただいた応援メッセージは、8月に開催した「北海道シリーズ2020 WE LOVE HOKKAIDO」の期間中に、選手ロッカー前に掲示をいたしました。お陰様でシリーズ期間中12試合では、8勝3敗1分けと大きく勝ち越すことができました！

またメッセージは、応援大使の選手はもちろん、応援大使以外の選手の方々も嬉しそうに読んでいました！たくさんの方のメッセージありがとうございました！



※画像は選手会長の中島選手

STOP! あおり運転!!

『あおり運転』厳罰化が6月30日からスタートしています!

これまで、「あおり運転」自体を取り締まる規定が道路交通法にはなく、道路交通法の車間距離不保持や急ブレーキ禁止違反、または、刑法の暴行罪などが適用されてきました。

令和2年6月に道路交通法が改正され、あおり運転を取り締まる「妨害運転罪」が創設されました。他の車両の通行を妨げる目的で行う車間距離不保持や急ブレーキなど10類型が「あおり運転」として厳しい取締りの対象となります。

■取締り対象となる妨害運転の典型例

- (1) 車間距離を極端に詰める（車間距離不保持）
- (2) 急な進路変更を行う（進路変更禁止違反）
- (3) 急ブレーキをかける（急ブレーキ禁止違反）
- (4) 危険な追い越し（追越しの方法違反）
- (5) 対向車線にはみ出す（通行区分違反）
- (6) 執ようなクラクション（警音器使用制限違反）
- (7) 執ようなパッシング（減光等義務違反）
- (8) 幅寄せや蛇行運転（安全運転義務違反）
- (9) 高速道路での低速走行（最低速度違反）
- (10) 高速道路での駐停車（高速自動車国道等駐停車違反）



“あおり運転”をした場合の罰則と行政処分

行為	罰則	行政処分
通行妨害目的で交通の危険のおそれのある方法により、一定の違反をした場合	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	違反点数25点 免許取消し (欠格期間2年)
上の行為に加え、著しい危険（高速での停車等）を生じさせた場合	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	違反点数35点 免許取消し (欠格期間3年)

“あおり運転”被害を受けた場合は？

1. サービスエリアやパーキングエリア（PA）などの安全な場所へ避難する
事故の危険があるため、道路上には停車しないようにし、人目のある駐車場やPA等へ移動しましょう。
2. 警察に110番通報する
同乗者がいる場合は、同乗者が110番通報しましょう。
3. 警察が来るまで車外に出ない
車を止めたら、ドアを必ずロックし、警察が到着するまでは車内で待機すること。
相手が追ってきて、脅したり挑発したりしてきても、不用意に車外に出ないでください。

車を運転する際は、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法を心がけるとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更などは絶対にやめましょう。